

## 経年管のうち灯外内管対策の強力な推進について (不同意案件に対する周知・公表の取扱い) (案)

平成 26 年 6 月 9 日  
経 済 産 業 省  
ガ ス 安 全 室

「ガス安全高度化計画」において、保安上重要な建物の経年管のうち灯外内管（以下「灯外内管」）については「4大ガス事業者については2015年度まで、他のガス事業者は可能な限り2015年度までの完了を目指す」としている。保安上重要な建物の敷地内に埋設された腐食のおそれがある灯外内管は、平成24年度末現在で約10万本が残存している状況である。

残存しているものの多くは灯外内管の交換・修繕に不同意<sup>※1</sup>であった需要家が所有するものであり、灯外内管の交換・修繕が進まない主な理由としては、対策に費用がかかる、建物耐震等の対策費用が優先される、ガス漏れがないため対策の必要性が感じられない、近い将来建替の予定がある、といったものとなっている。

※1 「不同意」とは、内管の対策を拒否した場合に加え、対策の意思を明確にしなかった場合、ガス事業者が周知を行うための面会を拒否した場合等を含む。

この10年間で、保安上重要な建物の灯外内管は約27万本が削減されてきたことは、ガス事業者の地道な折衝作業と需要家の理解と協力によって、実現してきたものであることを高く評価する一方、現在もなお、一部の需要家による不同意が続くこと等により、灯外内管対策が遅々として進まないことも事実である。

こうした状況を踏まえ、国民生活における安心・安全の確保、社会経済活動の安全レベルの維持・向上を図るため、これまでのガス事業者の保安活動に加え、国による需要家への注意喚起及び平成25年度補正予算<sup>※2</sup>で補助事業を拡充するなど、これまでの取組みを抜本的に強化することにより、腐食のおそれがある灯外内管の全廃を目指すこととする。

※2 「ガス導管経年劣化緊急対策事業」：工事費の1/2を補助。建物区分1～7と学校等が対象。

灯外内管対策を強力に推進するため、今後、不同意案件を対象にして、当面は所有者（管理者等）に対する注意喚起及び灯外内管の交換を強く求めるとともに、その後、利用者（居住者等）にリスク情報を提供するなど、段階的に適時かつ適切な実効性ある措置を講じることが必要である。

なお、民間建物への灯外内管対策（約9万本残存）において、長年埋設されているガス管（鋼管）の利用者（居住者等）に対するリスク情報の提供方法については、風評被害等も想定されることから、関係者間の十分な調整を行いつつ、更なる検討を行う一方、公営建物への同対策（約1万本残存）は、自治体との連携を図ることにより、積極的に灯外内管を削減することとする。こうした取組みが、灯外内管対策の促進にもつながることを期待する。

## 1. 不同意案件に対する周知<sup>※3</sup>

### (1) 周知の対象

- ① 「保安上重要な民間建物の不同意案件」(以下、「民間建物」という。)は、所有者(管理者等)に加え、利用者(居住者等)を周知の対象とする。
- ② 「保安上重要な公営建物の不同意案件」(以下、「公営建物」という。)は、所有者(管理者等)に加え、利用者(居住者等)を周知の対象とする。

※3 ここという「周知」とは、対面説明によるもののみならず、説明書面の配布など広い概念の「周知」である。

### (2) 周知の方法

利用者(居住者等)への周知は、伝え方如何によっては、所有者(管理者等)と利用者(居住者等)の間だけではなく、所有者(管理者等)と周知実施者の間でも民事的トラブルが発生する可能性がある。また、その結果、所有者(管理者等)との関係が拗れ、そもそもの目的である灯外内管の改善に支障をきたす可能性もある。

従って、利用者(居住者等)への周知に際しては、所有者および利用者(居住者等)に対する説明資料(当省の通知書面(当省からガス事業者への通達等<sup>※4</sup>)や周知のための広報資料)を準備するなど、所要のステップを踏む必要があると考える。また、実際に周知するにあたっては、以下の条件に合致した者を周知対象候補者として、今後その可否、周知時期等について、引き続き検討を行うこととする。

※4 ガス事業法第28条(ガス工作物の維持等)、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第47条(防食措置)などを根拠として、当省からガス業界を通じてガス事業者に対して灯外内管の改善通達を行う。

### (住民への周知対象候補建物)

○平成26年秋以降において、ガス事業者が少なくとも1回以上訪問するなどして、建物の所有者(管理者等)に灯外内管の交換・修繕の周知を行ったにもかかわらず建物の所有者(管理者等)が対策について不同意であった建物。

なお、不同意案件の改善意思、改修計画を十分に確認した上で、次に合致する者は除く。

- ・ 建て替え、取り壊しが予定されている建物
- ・ 灯外内管の交換・修繕が予定されている建物

### (2. 1) 民間建物の場合

#### ① 周知の実施者

- 当省の通達を根拠にガス事業者が行う。

#### ② 周知のステップ

- 第1ステップとして、ガス事業者が当省の通知書面により、改善折衝先である所有者(管理者等)に対して、利用者(居住者等)への周知の予告を行う。〔平成26年度中に開始〕
- 第2ステップとして、ガス事業者が当省の通知書面により、利用者(居住者等)への周知を行う。〔平成28年度より開始〕

## (2. 2) 公営建物の場合

### ① 周知の実施者

- 当省及び各産業保安監督部が周知を行う。

### ② 周知のステップ

- 第1ステップとして、ガス事業者が各産業保安監督部へ提出する公営建物リストをもとに、当省及び各産業保安監督部は、公営建物の施設管理者等に周知を行う。〔平成26年度中に開始〕
- 第2ステップとして、当省及び各産業保安監督部が公営建物の施設管理者等を通じて利用者（居住者等）への周知を行う。〔平成28年度より開始〕

## 2. 不同意案件に対する公表

灯外内管の未改修状況の公表は、根拠法令の整備を行わず公表した場合、灯外内管を保有する建物の風評被害など様々なトラブルが発生する可能性がある。また、その結果、所有者（管理者等）による灯外内管の改善に支障をきたす可能性がある。このため、不同意案件に対する公表は、現時点では困難であり、1. の周知方法及び周知時期を含めて引き続き慎重に検討していく必要があると考える。

公営建物の公表については、国および地方自治体における、一般市民の社会経済活動の安全性確保の責務に鑑み、引き続きその方法について検討を行う。

不同意案件に対する周知スケジュール（案）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度～
<b>【民間建物】</b>				
① 所有者（管理者等）への周知	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">所有者（管理者等）に対する 利用者（居住者等）への周知の予告</div> 			
② 利用者（居住者）等への周知			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">利用者（居住者等）への周知</div> 	
<b>【公営建物】</b>				
① 所有者（管理者等）への周知	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公営建物 リスト作成</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">周知に向けた事前連絡</div> 			
② 利用者（居住者）等への周知			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">施設管理者等を通じて 利用者（居住者等）への周知</div> 	